

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

一 改正の内容

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成二十二年十二月三十一日まで）を平成二十七年三月三十一日までに延長すること。
（附則第二条関係）

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。